



多民族共生教育フォーラム・2005

-外国人・民族的少数者の教育権を実現しよう-

追加資料

**追加資料です。当日、部数が不足してお渡しきできなかつた方のために、多民族共生教育フォーラムホームページ
<http://ksyc.jp/taminzoku-f/>に貼り付けたものです。**

多民族共生教育フォーラム 2005 追加資料

2005年10月22日発行

編集・発行 多民族共生教育フォーラム 2005 実行委員会
委員長 林同春

〒657-0064 神戸市灘区山田町3-1-1 神戸学生青年センター内

TEL 078-851-2760 FAX 078-821-5878

URL <http://ksyc.jp/taminzoku-f/> e-mail hida@ksyc.jp

<学校からの報告>②韓国学校

学校法人東京韓国学園 常任理事 金 総 領

- 1、学校名 東京韓国学校初等部・中等部・高等部
- 2、設立年月日 1954年4月26日 初・中等部
(1955年2月3日 初・中等部に東京都認可:学校教育法第83条による各種学校)
1956年4月1日 高等部
- 3、本国認可 1962年3月16日 初・中・高等部を韓国教育法上の学校として認可
- 4、所在地 東京都新宿区若松町2-1 (〒162-0056)
- 5、開校目的 「大韓民国教育法の基本理念および日本学校教育法に従い、主として在日韓国人子弟のための私立学校を設置すること」(寄付行為)
- 6、教育方針 <当初方針>
◇ 在日韓国人子女に対する民族教育 ◇ 日本社会での生活者能力の養成
<現在の方針>
◇ 日本滞在・韓国本国子女への韓国教育計画による教育 ◇ 在日永住韓国人子女への教育
◇ 国際化教育 (語学、IT, 国際的市民性)
- 7、開校までの経緯
1953.6 李承晩韓国大統領が駐日代表部に日本内韓国学校設立を指示
1953.10 民団中央大会、東京韓国学校の建設推進を決議
1954.1 東京韓国学校設立期成会発足 (会長:駐日韓国代表部公使、副会長:民団中央総本部團長)
1954.4 現在地にあった民団中央総本部建物 (旧日本陸軍経理学校) の1棟を校舎に初等部19名、中等部7名の生徒で開校
- 8、設置者 学校法人東京韓国学園
- 9、校長 尹己淑 (韓国教師出身:教育公務員、任期3年)
- 10、教員・職員

区分	教員 (講師含む)			事務職員		校医	合計
	現地採用 教員	韓国派遣 教員	ネイティブ 英語教員	事務	用務		
初等部	16	2	11	4	3	1	79
中高等部	28	8	6				

- 11、施設、設備
 - ◇敷地 5,636m² (約1,700坪)
 - ◇校舎 初等部:鉄筋コンクリート地下1階、地上3階。2258m² (約684坪)
中高等部:同 地下1階、地上4階。3536m² (約1,070坪)
 - ◇施設 体育館、科学室、美術室、音楽室、視聴覚語学教室、コンピューター室など。体育館除き冷暖房設備。各教室に教師用PC、54インチモニター、实物画像機。学内LAN連結。

- 12、クラス編成基準
 - 韓国学校教育法および日本学校教育法の全日制学校基準による年齢別編成
 - ◇中高等部:英語、数学、日本語では能力別小クラス運営
 - ◇初等部:イマージョン教育における英語・韓国語小クラス運営
 - ◇中高等部では韓国語初步級の在日生徒を小クラス運営

13、生徒数 (2005年4月7日現在)

初等部	中高等部	合計	土曜学校
434名	472名	906名	360名

- 14、授業時間
 - 韓国および日本学校教育法の全日制学校基準によるカリキュラム編成
(中高等部=週36時間・土曜日午前授業、1年3学期制、年間授業日数:220日)

- 15、教育内容 =初等部、中・高等部カリキュラム別添
- 16、給食 なし
- 17、送迎 なし
- 18、制服 あり、約¥20,000-
- 19、授業料 =別添
- 20、財政援助

本国政府=年間生徒1人当たり8,1万円 (別に派遣教師10名の人件費)
東京都 = " 1,2万円

- 21、学校経営における各収入の占める割合
授業料=6.6% 財政援助=2.2% 寄付=5.9%
- 22、地域社会との交流、関係

○東京都新宿区の近隣初等・中等学校、隣接私立中高等学校と交流

○在日韓国民団および新宿区国際交流課の支援を得て、新宿区内初等学校生徒との合同「オリニ運動会」開催（9月4日）

○古参在日元教員を通して地元町内会と懇談会不定期開催

2 3、同系列の外国人学校との関係、それ以外の外国人学校との関係

○在日本韓国人学校連合会の会員校として連携 ○東京都外国人学校美術展示会（年1回）、不定期懇談会

2 4、課題と展望

○本国一時滞在生徒（65%）、新定住生徒（20%）、在日生徒（10%）、日本籍生徒（5%）がともに学び、相乗効果をあげる学校への整備 ○中等部に在日生徒課程（主要5科目を日本語で学びつつ、韓国語能力習得）を設置し、生徒募集継続中

2 5、進路（2004学年・高等部度卒業生）

本国大学入学61名 日本大学入学17名 日本専門学校入学2名

2004學年度

2005

東京韓國學校

転入生納付金及び具備書類内訳

1. 転入生 具備書類

初等部	中等部
1.生活記録簿写本（原簿対照必要 職印必須）	1.生活記録簿原簿 並記写本
2.健康記録簿原簿	2.健康記録簿原簿
3.出欠状況記録表	3.在学証明書
4.在学証明書	4.成績証明書
5.写真5枚(3×4)	5.写真5枚(3×4)
6.外国人登録証正記旅券写本1枚 (ビザ確認可能部分)	6.外国人登録証正記旅券写本1枚 (ビザ確認可能部分)
7.入学金 及び 納付金	7.入学金 及び 納付金
8.父母印鑑	8.父母印鑑

2. 転入生 納付金

内訳	初等部		中等部	高等部
	1.2.3.4学年	5.6学年		
入学金	60,000	60,000	120,000	150,000
施設費	40,000	40,000	60,000	80,000
実習費	0	0	10,000	20,000
手帖代	0	0	400	400
PTA入会費	3,000	3,000	3,000	3,000
顧書代	500	500	500	500
小計	103,500	103,500	193,900	253,900
授業料(1期分)	104,700	71,700	70,700	104,600
合計	209,200	175,200	264,600	353,500

〈授業料(1期分)内訳〉

内訳	初等部		中等部	高等部
	1.2.3.4学年	5.6学年		
授業料	96,000 (公用通訳料 60,000円包含)	63,000 (英語特別授業料 27,000円包含)	63,300 (45,000)	97,200 (69,000)
冷暖房費	2,000	2,000	2,000	2,000
PTA月会費	3,000	3,000	3,000	3,000
安全会費	900	900	900	900
生徒(兒童)会費	300	300	1,500	1,500
学習活動費・ 科学実験実習費	2,500	2,500	0	0
合計	104,700	71,700	70,700	104,600

東京韓国学校

2005学年度 中・高等部 教育課程

中等部						
学年 教科	1		2		3	
	K	J	K	J	K	J
国語	5	5	5	5	5	5
国史			1	1	2	2
社会(韓)	3		2		1	
社会(日)		3		2		1
日本地理	1					
韓国地理		1				
日本史						
数学	④	4	4	4	4	4
科学	③	4	3	3	3	3
体育	1	1	1	1	1	1
音楽	1	1	1	1	1	1
美術	1	1	1	1	1	1
技術・家政	1	1	1	1	1	1
Middle School English	2	2	2	2	2	2
English Listening	2	2	2	2	2	2
English Writing	2	2	2	2	2	2
English Reading			2	2	2	2
English Conversation	2	2	2	2	2	2
日本語	4	4	4	4	4	4
COMPUTER						
C・A	1	1	1	1	1	1
H・R	1	1	1	1	1	1
合計	35	35	35	35	35	35

高等部						
教科	学年 班		1		2	
	K	J	文	理	文	理
国語	5	5	4	4	5	6
文學			3	3		2
作文					3	
国史			2	2	2	
世界史			1	1		2
日本史					4	2
倫理			2			
社会					3	
倫理・社會	2					
政治経(日)					3	2
韓國地理		1				
經濟			1			
韓國近現代史					2	
数学10-가,나	4					
数学I		4	4	5	4	
数学II					4	8
数学III						4
共通科学	3					
物理I		2	2	2		
化学I		2	2	2		
生物I	2					
物理II					2	
化学II					2	
生物II					2	
体育	1	1	1	1	1	1
保健						
音楽	1	1	1	1	1	
美術	1	1	1	1	1	
技術・家政	1	1	1	1	1	
英語						
家政						
Advanced Grammar					2	2
Advanced Reading					2	2
English Reading	2	2	2	2	2	2
English Essay	2	2	2	2	2	
Current English					2	2
TOEIC	2	2	2	2	2	
TOEFL	2	2	2	2	2	2
English Conversation	2	2				
日本語I	4	4				
日本語II			3	3	3	
日本語現代文						4
小論文					1	2
C・A	1	1	1	1	1	1
H・R	1	1	1	1	1	1
合計	35	35	35	35	35	35

(5)

東京韓国学校 2005学年度 初等部 教育課程

다. 학년별 수업 시간표

	1	2	3	4	5	6	7
1	5	5	4	5	4	4	29(27+HR1+인성교육 1시간)
2	5	5	4	5	4	4	29(27+HR1+인성교육 1시간)
3	6	6	4	6	6	4	34(32+HR1+인성교육 1시간)
4	6	7	6	6	6	4	36(HR1+CA1+인성교육 1시간)
5	7	7	6	7	6	4	38(HR1+CA1+인성교육 1시간)
6	7	7	6	7	6	4	38(HR1+CA1+인성교육 1시간)

라. 주당 교과별 수업 시간 수

인성교육	[1]	[1]	[1]	[1]	[1]	[1]
Korean	<7>	<7>	<6>	6	6	6
Math	2<3>	2<3>	4<3>	4<3>	4	4
Social studies (Korean & Japanese)	1<2>	1<2>	2	2	3	4
Science			<3>	<3>	1(3)	3
Physical education			1<1>	2	2	2
Music	2<4>	2<4>	1(1)	1(1)	1(1)	2
Art			2	2	2	2
실과					1	1
Japanese	4	4	4	4	4	4
일본사회					{1}	{1}
영어 (Language Art)	2	2	6	7	7	7
특별활동	[1]	[1]	[1]	1[1]	1[1]	1[1]
주당수업시간수	29	29	34	36	38	38

1. <3> : 영어과 소인수 학습반
2. [1] : 아침 8시30분부터 45분까지 지도(학급활동, 인성지도)
3. <7> : 국어 소인수 학습반
4. (1) : 본국 사회과에 통합 또는 방과 후 선택
5. 4<3> : 본국 교과 4시간 중 3시간 소인수 학습반
6. (3) : 영어과 학급 단위 학습반

<学校からの報告>④ブラジル人学校

● エスコーラ・サンパウロ

1. 名称 エスコーラ・サンパウロ(日本名：ブラジル文化学園)
Escola São Paulo
2. 設立年月日 2000年9月
3. 本国による認可 認 2001年3月9日に許可
PARECER Nº. 07/2001
4. 所在地 愛知県安城市
5. 開校目 日本に住むブラジルの子どもたちが帰国後にも勉強を続けられるようにするため。
6. 教育基本方針 日本に住むブラジル人の子どもたちに母国語であるポルトガル語、母国の文化、日本語、英語を教える。日本語は日本での生活や日本のルールに適応するために必要である。
7. 開校までの経緯 1993年：刈谷市で ABRA (Associação de Brasileiros Residentes em Aichi) というグループをつくり、ブラジル人の大人対象に日本語や日本社会の勉強会をく。
1996年：岡崎、知立、安城、豊田でブラジル人の子どもに勉強を教えるグループをつくる。土曜日と日曜日にブラジルやポルトガル語についての勉強していた。
1999年：NAE (Núcleo de Apoio Educacional) に参加し、上郷コミュニティーセンターでボランティアの日本語教室を始める。同年、CCB (Colégio Cultural Brasileiro) という子どもを対象とした私塾を豊田市中町で始める。
2000年9月：安城市今本町にブラジル人学校「エスコーラ・サンパウロ」を設立。
8. 設置者・経営者 パウロ・ガルヴォン (Paulo Galvão)
経営母体
9. 校長 パウロ・ガルヴォン (Paulo Galvão)
10. 教員・職員 教員14名（うち1名日本人）。ブラジル人職員は全員教員の資格がある。
幼稚園教員5名、小中学校9名。職員（運転手、受け付けなど）7名。
11. 施設・設備 2階建ての校舎で、1階は受付と教室2つ、2階は職員室兼事務室が3部屋と教室が5つある。それぞれの教室はパーテーションで区切られている。校舎から少し離れた場所には幼稚園部の建物が別にあり、そこには2歳から3歳のクラスと4歳のクラス、5歳のクラスがある。
12. クラス編成 ポルトガル語能力別
13. 幼児・児童 (小・中・高校生) 在籍状況は極めて流動的である。2005年9月現在。
幼生徒数 稚園58名、1~8年生122名。
14. 授業時間
 - 1) 年間授業日数 212日（1学期 - 49日、2学期 - 57日、3学期 - 54日、4学期 - 52日）、1,060時間。
 - 学期は4学期に分かれており、学期ごとに成績をつける。
 - 1月には、日本の小学校から転校してくる子どもやテストの結果で補習の必要な子どものが補習を行なっている。
 - 教科別に教師は子どもひとりずつの教務手帳を書いており、出席日数、成績、授業内容、テストの結果などをまとめている。
 - 2) 一日授業時間数 45分授業
15. 教育内容
 - 1) 授業科目
ポルトガル語、算数、理科、歴史、地理、日本語、英語、体育、芸術。
 - 2) 時間割
 - 3) 教科書 Sistema POSITIVO
 - 4) 日本語・日本文化
日本人講師による日本語の授業が各学年週2時間行われている。

5) 体育 週1回幼児~8年生、安城市総合運動公園の体育館を借りて、バレボル、バスケット、
ダイコンドー、バドミントン、スイミングの練習を行なっている。

6) 行事

- フェスタ ジュニーナ(ブラジルの祭り)；
- 運動会；
- 遠足(社会見学)。

7) その他

- 奨学金制度；
- 月1回教員会議；
- 学期終了ごとに保護者会。

給食 現在は実施していない。

17. 送迎 距離によって異なる 5.000円~15.000円/1ヶ月。

18. 制服 冬：ジャージ上下と白いTシャツ

夏：ハーフパンツ又はジャージ下と白いTシャツ。

19. 教育費 (入学金・月謝・教材費など)

授業料 27.000円(午前のみ・午後ののみの料金)

32.000円(1日の料金)

入学金

教材費 約3万円(1年間4学期で4冊分)

20. 財政援助 特になし。

21. 学校経営における各収入の割合 授業料

22. 地域社会と

- 2002年2月24日、豊田市国際交流協会の医療支援グループが本校の交流・地域社会児童生徒の無料健康診断を行なった；

会との関係

- 毎年近隣の小中学校と交流を行なっている；
- 每年6月に行なうフェスタ ジュニーナと12月に行なうフェスタ フィナウ ド アノには近隣市教育委員会、小中学校を招待している。

23. 同郷の外国人 AEBJ (Associação Escolas Brasileira no Japão) に参入。常に会議等を開学校との関係及び交換や教育についての研究を行なっている。この会に加入してそれ以外の外国人いるブラジル学校とはスポーツ大会を開催し、子供達も交流を行なって学校、民族学校といえる。

の関係その他：豊明市にある朝鮮学校と今後交流する予定。

24. 課題と展望

- 保険未加入者が多い為高額な医療費がかかる；
- 運動場がない為借りるのに多くの金額が必要；
- 学費の同額 本校では奨学金制度を設けている；
しかし、学校へ通いたくても通えない子どもがまだ多く存在する。

25. 進路(進学 2004年の卒業生は7人で他のブラジル学校の高等部に入学したり、就職就職・帰国など) した。来年は本校でも高校の設立を検討している。

じ、学校別交付額を5割の範囲内で減額して交付することができる。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）、私立学校法（昭和24年法律第270号）等の規定に違反したとき。
- (2) 私立学校法第61条の規定に基づく収益事業の停止命令等に違反したとき。

- (3) 私立学校法により認可された寄附行為に違反したとき。
- (4) 東京都からの借入金の償還（利息及び延滞金の支払を含む。）又は公租公課の納付を特別な理由がなく1年以上怠っているとき。

- (5) 壊産宣告を受け、若しくは負債総額が資産総額を上回り、又は銀行取引停止処分を受けた等財産状況が極度に窮屈しているとき。
- (6) 外国人学校を設置する法人（以下「法人」という。）の運営上著しく適正を欠く収入若しくは支出又は財産の運用があるとき。

- (7) 教職員の争議行為等により教育、研究その他の学校運営が著しく阻害され、その期間が長期に及ぶとき。
- (8) 役員と教職員との間若しくはこれら者の者の相互間又は法人と近隣住民等との間ににおいて、訴訟継続中である場合又はその他の紛争がある場合で、法人の運営の適正な執行を期し難いとき。

- (9) 会計処理が不適正である場合又は理事会の決議に違反する等業務執行が著しく適正を欠いているとき。
- (10) 運営費補助金の交付申請書等に不実の記載をしたとき。
- (11) 運営費補助金の交付の目的又は決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。

- 2 設置者又は外国人学校が、1の(1)から(10)までのいずれかに該当する場合において、その状況が著しく運営費補助金交付の目的を有効かつ適正に達成することができないと認められるときは、運営費補助金を交付しないことができる。

第6 交付の申請

- 運営費補助金の交付を受けようとする設置者は、交付申請書その他の別に定める書類を知事に提出するものとする。

第7 交付の決定及び通知

- 第6の申請書の提出がある場合は、知事はその内容を審査し、補助の目的に適合すると認められたときは、交付の決定を行うとともに、当該設置者に対してその結果を通知するものとする。
- 運営費補助金の交付の決定に当たっては、交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとする。
 - (1) 運営費補助金は、第3に定める経費に使用するものとし、この目的以外に使用し、又は交付決定の内容に定められた執行方法に反して使用してはならない。
 - (2) 補助対象経費の支出（以下「補助事業」という。）は、第9に規定する実施期間中に完了しなければならない。この期間中に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となつた場合は、速やかにその理由その他必要な事項を文書により知事に報告し、その処理について指示を受けなければならない。

- (3) 運営費補助金を受けて補助事業を行う設置者（以下「補助事業者」という。）は、次のア又はイのいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - 1 設置者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合は、その状況に応じる。

①付帯的要件。(1)

平成7年11月30日
7 総学一第736号
総務局長決定

第1 趨旨

この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2の規定に基づき、私立外国人学校（以下「外国人学校」という。）の教育条件の維持向上並びに在学する幼児、児童及び生徒（以下「生徒等」という。）に係る修学上の経済的負担の軽減を図るために、東京都が交付する私立外国人学校教育運営費補助金（以下「運営費補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

第2 <補助対象>

この補助の対象は、交付年度の5月1日現在生徒等が在籍する東京都知事が認可した私立各種学校のうち、専ら外国人を対象とした我が国の幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の課程に相当する課程を有する学校で、別表で知事が指定する学校を設置する者（以下「設置者」という。）とする。

第3 <補助対象経費>

この補助の対象となる経費は、外国人学校に係る経費のうち次に掲げるものとする。ただし、当該経費を対象として交付される東京都の他の補助金又は国、他の地方公共団体、母国政府、その他これらに準ずる機関の補助金がある場合は、補助対象経費の額は、これら補助金の額を減じた額とする。

- (1) 教職員人件費
- (2) 教育研究関係経費（生徒等の教育又は教員等が行う研究に直接必要な備品、図書及び消耗品の購入費、光熱水費その他の教育研究経費をいう。）

第4 運営費補助金の額の算定

- 1 運営費補助金の額は、(1)及び(2)の方法によりそれぞれ算定した学校割額及び生徒割額の合計額とする。

第5 運営費補助金の減額等

- (1) 学校割額
学校割額の総額は、交付年度予算額のうちその2割の額とし、学校別交付額の総額を交付年度の5月1日現在の学校数で除して得た額とする。
- (2) 生徒割額
生徒割額の総額は、交付年度予算額から学校割額の総額を減じた額とし、学校別交付額は、補助単価に各学校の交付年度の5月1日現在東京都内に在住する日本国籍を有しない生徒等の数（以下「補助対象生徒数」という。）を乗じて得た額とする。この場合において、補助単価は、生徒割額の総額を補助対象校の補助対象生徒数の総計で除した額を基本とする。
- 2 1により算定した運営費補助金の額は、第3による補助対象生徒の額の2分の1を限度とする。

- 1 運営費補助金の減額等
- 1 設置者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合は、その状況に応じる。

いても適用があるものとする。

第16 運営費補助金の返還等

1 第15により運営費補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助事業者に運営費補助金が交付されているときは、補助事業者は、当該取消額を指定する期日までに返還しなければならない。

2 第13により運営費補助金の額の確定を行った場合において、確定額を超えて運営費補助金が交付されているときは、補助事業者は、当該超過額を指定する期日までに返還しなければならない。

3 第15の1により運営費補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合には、当該取消額の返還を命じたときは、補助事業者は、運営費補助金受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還を命じた額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年1.0. 9.5ペーセントの割合で計算した返約金加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

4 1及び2により運営費補助金の返還を命じた場合は、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年1.0. 9.5ペーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

5 知事は、補助事業者に対し運営費補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、追加計算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して交付すべき他の補助金があるときは、当該未納の補助金等の額の限度において、その交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺することができる。

第17 申請の撤回

運営費補助金の交付の決定に際しては、交付決定の内容及び付した条件に異議があるときは、通知受領の日から14日以内に申請の撤回をすることができる旨を通知するものとする。

第18 様 式

この要綱に定める交付申請書等の様式は別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年度の補助金から適用する。

ア 补助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

イ 补助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(4) 知事が職員をして、補助事業についての関係書類及び物件を調査させた場合又は補助事業の遂行状況その他必要な事項について報告を命じた場合は、補助事業者は、これに応じなければならぬ。

(5) 知事は、(4)による調査又は報告により、補助事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行すべきことは、これに従って遂行すべきことを命ずるものとする。

(6) 补助事業者が(5)の命令に違反したときは、知事は、この補助事業の遂行について一時停止を命ずることがある。この場合において、補助事業者は、指定する期日までに交付決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置をとらなければならない。

(7) 運営費補助金交付額が千万円以上の設置者にあっては、学校法人会計基準(昭和46年文部省令第1.8号)に基づく貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に従事する書類を交付年度の翌年度の6月末日までに知事に提出するものとする。

第9 補助事業の実施期間

補助事業は、交付年度の4月1日から翌年3月31日までに完了しなければならない。

第10 実績報告

補助事業者は、運営費補助金に係る事業の実績報告書を交付年度の翌年度の5月末日までに知事に提出しなければならない。

第11 関係書類の整備

補助事業者は、補助事業についての収入及び支出の状況を明確にするため、経理状況を記載した帳簿を備え、補助事業に関する他の書類とともに交付年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

第12 設備の管理

補助事業により取得した設備は、当該設置者の定める管理規程に基づき、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

第13 運営費補助金の額の確定

知事は、第10による実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、交付べき運営費補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

第14 是正のための措置

知事は、第13による審査又は調査により補助事業の成果が交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に定める事項に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を命ずることができる。

第15 決定の取消等

1 知事は、交付決定を受けた設置者が、第5の1の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、その状況に応じ、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、運営費補助金の交付の決定後ににおいて、やむを得ないと認められる特別の事情が生じたときは、当該決定の全部若しくは一部を取り消し、又は当該決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

3 1及び2の規定は、補助事業について交付すべき運営費補助金の額の確定があつた後にお

①未定。(2)

第1445号

四百零九

17年度課題研究明細（複数不可）
能の実験者、希望者の方達

数学模型的建立，数学模型的应用，数学模型的评价。数学模型的评价是评价模型的优劣，即模型是否能很好地反映现实问题，模型是否能很好地解决现实问题，模型是否能很好地解释现实问题，模型是否能很好地预测现实问题。评价模型的优劣，主要从以下几个方面进行：一是模型的准确度，二是模型的稳定性，三是模型的适用性，四是模型的经济性。

第1445号

リリ・キンザーガーテン

聖心幼稚園	セイシンイリヤウギン
アリゲーター	アリガトウ
東京	トウキョウ
セント・ルイス・カトリナショナル	セント・ルイス・カトリナショナル
清泉女子大学	セイキンイリザシガク
アリス・アンド・エイミー	アリス・アンド・エイミー
サンタマリアスクール	サンタマリアスクール
アリカ・スカル	アリカ・スカル
アリカ・スカル	アリカ・スカル
西町インターナショナルスクール	ニシチヨウインターナショナルスクール

W. T. 24

第六五集

— 1 —

(9)

学校名	
東京朝鮮第 1 幼初中級學校	1
東京朝鮮第 2 初中級學校	2
東京朝鮮第 3 初級學校	3
東京朝鮮第 4 初中級學校	4
東京朝鮮第 5 初中級學校	5
東京朝鮮第 6 初級學校	6
東京朝鮮第 7 中級學校	7
(東京朝鮮第 8 初級學校)	8
東京朝鮮第 9 初級學校	9
西東京朝鮮第 1 初中級學校	10
西東京朝鮮第 2 幼初中級學校	11
東京韓國學校初等部	12
東京韓國學校中高等部	13
東京中華學校	14
聖心女学校	15
力行幼稚・幼稚・小学・東京	16
セントリース・イシカワ・カナルカーラ	17
清泉(タナシオ) 学園	18
川井女子学校ミ・イ・カ・カル	19
サンタマリアスクール	20
アリカラ・カル・カ・カル	21
アリカラ・カル・カ・カル・ナ・カル・キ・ダ・ガ・テン	22
西町イタチヨウ幼稚園	23

(二)

○4

(東京都) 足立区外国人学校児童・生徒保護者負担軽減補助金交付要綱

(目的) 第1条 この要綱は、外国人学校に在籍する外国人である児童・生徒の保護者に對して補助金を交付し、その負担を軽減することをも目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 外国人学校

足立区において、外国人登録法(昭和27年法律第125号)に基づき、認可を受けた各種学校のうち、外国人を対象として教育を行う学校で、同法で定める義務教育に相当する教育を行うものをいう。

(2) 保護者

足立区において、外国人登録法(昭和27年法律第125号)に基づき、認可を受けた各種学校のうち、外国人を対象として教育を行なう学校で、かつ、外国人学校に授業料を納入する義務を負う者をいう。

(補助金の交付申請)

第3条 補助の対象は、授業料を外国人学校に納入した保護者とする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、児童・生徒1人につき月額6,000円とする。
2 補助金は、前期分(4月～9月分)と、後期分(10月～翌年3月分)の2回に分けて交付する。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする保護者は、補助金交付申請書兼同意書(第1号様式)及び在籍証明書(第2号様式又は第2号の2様式)を区長に提出するものとする。
2 保護者は、他の地方公共団体が行う同種の補助金と重複して、この補助金の交付を受けることができない。

(補助金の交付決定)

第6条 区長は、前条の補助金交付申請があつたときは、提出書類を審査し、交付又は交付しないことを決定するものとする。

2 区長は、補助金の交付を決定したときは、保護者には補助金交付決定通知書(第3号様式)、代理人には補助金交付決定について(第3号の2様式)により、交付ができないと決定したときは、不交付決定通知書(第4号様式)により保護者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 補助金の交付決定を受けた保護者又は補助金交付決定についての通知を受けた代理人は、区長に請求書(第5号様式又は第5号の2様式)及び口座振替依頼書を提出するものとする。

(代理人)

第8条 補助金の交付を受けようとする保護者は、請求及び受領に関する事務を児童・生徒の在籍する学校長に委任することができる。
2 前項の委任を受けた者(以下「代理人」という)は、補助金を請求するときに、保護者の委任状(第6号様式)を添付しなければならない。

(補助金の配分)

第9条 補助金を受領した代理人は、補助金を遠やかに保護者に配分し、配分後遅滞なく実績報告書(第7号様式)を区長に提出するものとする。
2 前項の場合において配分不能な額があるときは、返戻明細書(第8号様式)を添えて当該配分不能の補助金を区長に返還しなければならない。

(補助金に関する調査)

第10条 区長は、必要と認めたときは、保護者又は代理人に対し補助金に関する報告を求め、又は調査を行うことができる。

(決定の取り消し)

第11条 区長は、保護者又は代理人が偽りその他不正手段により補助金の交付決定を受けたとき、及び補助金をその他の用途に使用したときは、その決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(補助金の返還)

第12条 区長は前条における決定の取り消しを行ったとき、既に補助金が交付されている場合は前条における決定を定めて、その返還を求めるものとする。

外国人児童・生徒等を対象とする

私立各種学校設置認可等審査基準

(制定 平成 16年 3月 19日)

(趣旨)

第1条 多くの外国人が居住し、その子弟の教育環境の充実や就学率の向上を重要な課題として市町村が取り組んでいる場合、その地域に所在する、主として我が国の義務教育年齢に相当する外国人児童・生徒等を対象としている教育施設（以下「外国人学校」という。）の私立各種学校（以下「各種学校」という。）の設置認可等については、関係法令に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。

(認可の方針)

第2条 各種学校の認可を受けることのできる外国人学校は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 本国政府から、学校としての認可を受け、その認可内容を遵守した教育が実施されていること。
- (2) 学校の運営が著しく營利企業的でないこと。
- (3) 学校の継続性や安定性が確保できる、健全な経営が行われていること。
- (4) 学校規模にふさわしい必要な生徒数の確保について、確実な見込があること。

(施設及び設備)

第3条 校地、校舎その他の施設及び設備は、食宿付き（担保に供されている等）又は借用でもあつてはならない。ただし、特別の事情があり、教育上支障がないことが確実と認められる場合で、かつ、次の各号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 校地については、次のいずれかの場合に該当していること。
ア 国又は地方公共団体からの借用であること。
イ 借地借家法（平成 3年法律第 90 号）の規定による借地権が設定され、当該借地権が登記されていること。
- (2) 施設については、借用の契約が締結されていること。
- (3) 市町村が、地域社会の特殊事情等により、外国人学校の各種学校の設置を要望している場合は、第 1 号の規定にかかるはず、校地又は校舎については、次のいずれかに該当していること。

ア 国又は地方公共団体からの借用であること。
イ 借地借家法（平成 3年法律第 90 号）の規定による借地権が設定され、当該借地権が登記されていること。
ウ 所有者との間に、借用期間が長期間の公正証書による賃貸借契約が締結されていること。

(設置に係る資金)

第4条 学校の設置に係る資金は、外国人学校の各種学校を設置しようとする者（以下「設置予定者」という。）の自己資金によらなければならぬ。ただし、特別の事情があり、教育上支障のないことが確定と認められる場合で、かつ、次の各号のいずれにも該当する場合には、資金の一部を借り入れることができる。

- (1) 借入先が、日本私立学校振興・共済事業団、社団法人静岡県専修学校各種学校教育振興会又は銀行、信用金庫若しくはこれらに準ずる金融機関であること。
- (2) 借入金額が、校地又は校舎の取得費の 3 分の 1 以内、又は当該学校の総負債額が、総資産額の 3 分の 1 以内であること。
- (3) 負債に係る償還計画において、各年度の償還額（利息を含む。）が、帰属収入の 20% 以内であること。

2 校地又は校舎の取得に係る前項の負債に關しては、前条の規定にかかるわらず、校地又は校舎に抵当権を設定することができる。

(運用資金)

第5条 設置予定者は、設置認可申請時ににおいて、学校の開設年度の経常的経費の 6 分の 1 に相当する運用資金を保有していないければならない。

2 前項の規定にかかるわらず、校地及び校舎のいずれも自己所有しない場合は、学校の開設年度の通常的経費の 2 分の 1 に相当する運用資金を保有していなければならない。

3 学校の経営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがある状況において、当該学校の所在する市町村が、当該学校に在学する者が適切な就学を維持することができるよう、転学の斡旋その他の必要な措置を講ずることを明確にしている場合は、前項の規定は適用しない。

(設置計画書の提出等)

第6条 設置予定者は、学校の開設年度の前々年度の 12 月末までに設置計画書を県に提出しなければならない。ただし、既に教育活動を実施しており、教育上支障のないことが確定と認められる場合に限り、提出期限を学校の開設年度の前年度の 5 月末までとすることができる。

2 知事は、設置計画を承認しようとする場合には、あらかじめ私立学校審議会の意見を聴くものとする。

(設置認可申請書の提出)

第7条 設置予定者は、前条による承認を受けた後、学校の開設年度の前年度の 12 月末までに設置認可申請書を県に提出しなければならない。

附 則
この基準は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

5

2

外国人児童・生徒等を対象とする私立各種学校
を設置する準学校法人寄附行為認可等審査基準

(制定) 平成 16 年 3 月 19 日

(趣旨)

第 1 条 多くの外国人が居住し、その子弟の教育環境の充実や就学率の向上を重要な課題として市町村が取り組んでいる場合、その地域に所在する、主として我が国の義務教育年齢に相当する外国人児童・生徒等を対象としている私立各種学校を設置する準学校法人（以下「外国人学校を設置する準学校法人」という）の寄附行為の認可等については、関係法令に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。

(認可の方針)

第 2 条 外国人学校を設置する準学校法人は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならぬ。

- (1) 設置する学校の収容定員は、80 人以上であること。
- (2) 学校の経営が営利企業的でないこと。
- (3) 学校の継続性や安定性が確保できる、健全な経営を行われていること。

(基本財産の保有)

第 3 条 外国人学校を設置する準学校法人は、その設置する学校に必要な校地、校舎その他施設及び設備（以下「基本財産」という。）を法人設立時までに保有又は墊付しなければならない。

2 前項の基本財産は、負担付き（担保に供されている等）又は借用であつてはならない。ただし、特別の事情があり、教育上支障がないことが確実と認められる場合で、かつ、次の各号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 校地については、次のいずれかの場合に該当していること。

ア 国又は地方公共団体からの借用であること。
イ 借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）の規定による借地権が設定され、当該借地権が登記されていること。

- (2) 設備については、借用の契約が締結されていること。

(3) 市町村が、地域社会の特殊事情等により、外国人学校の各種学校の設置を希望している場合は、第 1 号の規定にかかるらず、校地又は校舎については、次のいずれかに該当していること。

ア 国又は地方公共団体からの借用であること。
イ 借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）の規定による借地権が設定され、当該借地権が登記されていること。

ウ 所有者との間に、借用期間が長期間の公正証書による賃貸借契約が締結されていること。

(設立資金)

第 4 条 基本財産の取得に必要な資金は、外国人学校の各種学校を設置する準学校法人を設立しようとする者（以下「設立者」という。）の自己資金によらなければならない。ただし、特別の事情があり、教育上支障のないことが確実と認められる場合で、かつ、次の各号のいずれにも該当する場合には、資金の一部を借り入れることができる。

- (1) 係入先が、日本私立学校振興・共済事業団、社団法人静岡県専修学校各種学校教育振興会又は銀行、信用金庫若しくはこれらに準ずる金融機関であること。
- (2) 借入金額が、校地又は校舎の取得費の 3 分の 1 以内、又は当該学校の総負債額が、総資産額の 3 分の 1 以内であること。
- (3) 負債に係る償還計画において、各年度の償還額（利息を含む。）が、帰属収入の 20% 以内であること。

2 校地又は校舎の取得に係る前項の負債に関する規定には、前条の規定にかかるらず、校地又は校舎に抵当権を設定することができる。

(運用資金)

第 5 条 設立者は、認可申請時ににおいて、学校の開設年度の経常的経費の 6 分の 1 に相当する運用資金を保有していないなければならない。

2 前項の規定にかかるらず、校地及び校舎のいづれも自己所有しない場合は、学校の開設年度の経常的経費に相当する運用資金を保有していなければならない。

(役員及び評議員)

第 6 条 役員及び評議員は、財産の寄付者又は特定の關係者であることをもつて充てることなく、広く教育関係者、学識経験者その他教育に関する者から公正に選任されなければならない。

- 2 役員定数は、理事 6 人以上及び監事 2 人以上とする。
3 理事及び監事は、他の学校法人の理事又は監事を 4 以上兼ねない者とする。
4 理事長は、他の学校法人の理事長を 2 以上兼ねない者とする。
5 監事は、原則として評議員と兼ねない者とする。
6 理事である評議員以外の評議員は、準学校法人の設立後、速やかにに選任できるよう、その候補者が選任されていなければならない。

(役員報酬)

第 7 条 役員及び評議員は、常勤の理事、校長その他教職員としての勤務に対する給与を除き、その地位について報酬を受けてはならない。

(寄附行為認可申請書の提出)

第 8 条 設立者は、学校の開設年度の前年度の 12 月末までに寄附行為認可申請書を係に提出しなければならない。

附 則
この基準は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

6

3



「先生はデリーから来たのよ」。小学校4年の地理授業を進めるアンジェリカ・ゼン先生。イングランドでも教師をつとめ、今年夏から同校の教壇に立ちこことになつた

甲子年五月廿五日

インディア・インスタナショナルスクール

一ト物語の運命をつかむ
かみがたり
トトロの物語

既存の日本民族は、東洋民族の代表たる日本民族の文化をもつてゐるが、その文化は、世界の文化の中でも、最も豊かで、最も優れたものである。

日本に運んで貰ひました。日本へお送りする事も出来ません。



本の企業からやつてつづけて日本全国の文化が入つたり、書画の企画が開催されたりして、都内の各出版社が毎々来店したり。其様な中で出版部員が十数名、相談相談を毎日のようにロロロロと入ってくる始んど毎日、ナニワ・梅屋ヨー出版部に足を踏み入れる。やがて出版部員が机上に机紙を「玲圓」にしつらうか」と質問し戻すや難の業者もいる結果、田舎で抱きこむ人やハム人等が誕生しだす。出版部員はやがてカターネ。出版部員は田舎で抱きこむ人やハム人等のヒトアリ。ナニワ・梅屋ヨー出版部は玲圓の書画企画を終了する。

理事のスペカル・ラジーフ（41歳）も

「御前様が此にからむのトトロトを欺く
ところはアササシナリヤハナレタガタア」
おおとお間接的トトロトを譲る。おおとおの口音
はアササシナリヤハナレタガタア

ヒンディー語の授業で
私は子どもたちがホワイトボードに書かれた文
字を一生懸命書き写
してていた(写真上)。
英語で授業をしていて、
学校設立のために奔
走したスベハカル・ラジ
ーさんも来日。10歳の一人息子にイ
ンドの教育をさせたい
という願いがやっと叶



やの教育を何より重視する。本当に偉い
だと思われるが、それがスライドに写っている
絵にならぬほどの絵を仕上げたか
った。

し、友衆をもえた。地道な取り組みの結果、受け皿にならざる如き人材や政策、校舎整備の物件も決してて、昨年夏学期がついに施設を上げたのだ。

3学年が同時に授業
運動場もがく

「うなづかれておまかせください」
「おまかせください」と、おまかせの言葉が、おまかせの言葉をもつて返された。おまかせの言葉が、おまかせの言葉をもつて返された。

資金も組織もなかった
ゼロからの事業発展

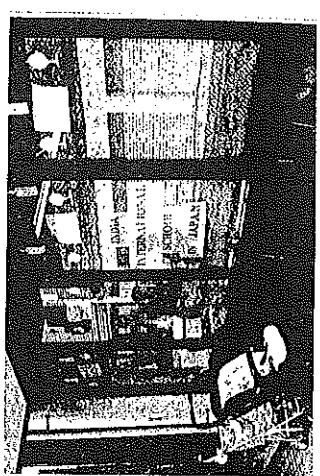
文と写真—張雲統
photographs & text by
Chang He Sun
インディア・インターナショナル

5



日本に於ける 外国人教育のシステム

「お心」財團の御用やあへたらだ。「根掛は
何んを一和の様だらう」八田田羅介や根掛
はお心、白鷺源兵助にさへ。



う細胞で構成される。すなはちこの細胞で
ておこるところに書かれた文書を議会に
提出するところが。

「御用事は大變や。豫章口令帳、中國総理、萬葉抄も纏まつてござり、此處に於ける御用事は大變や。」

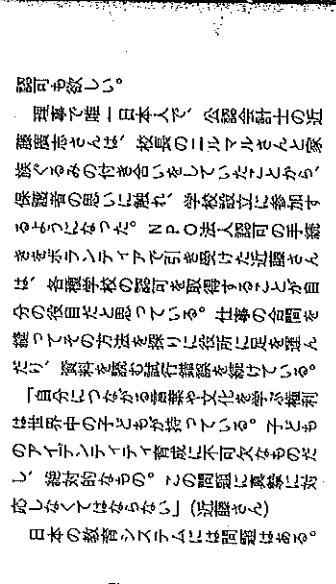
スコラムリハセギ、廿四、韓國をルハル
孫子ナムハサヨウシテル。

学校認可せん 日本にんぐくセン

〇〇万円を超えてハサウエー、シナカルス、アーバン、アーバン、料金はかかる、それとも医療者との費用がかかる。ハサウエー、シナカルスの料金は相手によっては取扱う問題を抱張しながら、高じて年々超過医療費がかかる。医療費がかかるため、この医療費が原因で医療費がかかる。だからなあからぬから医療費が大十分だ。

同校の理事には、いずれは正規の学校認可を得たる者としている人もいる。本国政府の

子どもたちを迎えるがてら、
立ち話をする母親たち（写真
上）。5年生のクラスの子ども
たちも、家庭で、学校で、いわゆる
「中高」、即ち中高生についてとめどなく語り合った。将来の夢を聞くと、医
者、教師、科学者など専門職への興
味が多かった。数学好きな子が多



১৮৭

日本の教育システムにおける問題はある。



「うーん」片手で机を蹴りながら、久保田は頭を搔いていた。彼は机の上に手を置いて、机の上を握りこぶしで叩いていた。
「うーん」久保田は机を蹴りながら、机の上を握りこぶしで叩いていた。

スグカニセヤセ、世田のトハシイ村笛
セヒナカウの田舎謡樂に田舎曲が有名

in 30

1

三

本の中原

三

四